発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **☎** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

特 青 法 協 第 62 回 定 時 総 会 集 弁学合同部会第 42 回定時総会



熱心に話を聞く参加者(6月25・26日、熊本)

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎第四二 回定時 総会

·原発問題、 憲法課題や裁判員制度について

各会員が積極的に行動提起

教科書採択に反対する行動提起がされた。 活発な討議が行われ、憲法課題では、憲法や民主主義を守る各地の取り組みの報告やつくる会系の れた。参加者は、北海道から鹿児島まで二〇支部一地域一〇八名。司法問題では裁判員裁判について 青年法律家協会弁護士学者合同部会第四二回定時総会が、六月二五日・二六日、熊本市で開催さ

法改革問題の討議に移った。 事務局長より議案の提案・財政報告が行われ、 部長が歓迎のあいさつを行った。次に、 さつを受けた。また、地元熊本支部の板井俊介支 会長、片山泰宏全国青年税理士連盟会長からあい まず総会第一日目は、 来賓の福田哲也全国青年司法書士協議会副 鳥海準議長のあいさつの 松尾文彦 司

司法改革問題について

最初に司法改革問題対策委員会委員の米倉勉

度見直しに向けた実務経験に基づく事例の集積が された。そして、これらの問題点をふまえて、 趣旨を無視するような判決が出されたことも報告 訴の問題点が顕在化していることや、少年保護の 重罰化の傾向が見られることが報告された。ま て、同制度において量刑の幅が広がっていること れた。米倉会員からは、 必要との指摘がなされた。 会員(東京)から裁判員制度に関する報告が行わ 同制度において、無罪判決に対する検察官控 最高裁の量刑調査を通じ

司法改革問題対策委員会委員長の立松彰会員

が重要との指摘がなされた。 これに関連して、古殿宣敬会員(兵庫県)から、 用改善にとどまるものであることが報告された。 員本部小委員会がまとめた提言について、主に運 直しについて消極的であり運動を盛り上げること (千葉) からは、 前記提言の内容が紹介され、法務省、検察庁は見 制度見直しに向けて日弁連の裁判

た の改善なのか、裁判員のための改善なのかをはつ きりさせて議論することが必要との指摘がなされ 大野友也会員(鹿児島) からは、被告人のため

提起がなされた。 も被告人からのアンケートは実施しておらず、こ れが裁判員制度の本質を現していること、 は問題点を明示して対立軸を作る必要があるとの 園田昭人会員 (熊本) からは、 最高裁も日弁連 青法協

告人の勾留期間が延びていると思われること、弁 横山聡会員 (東京) から、裁判員裁判により被

護人と協議して被告人に裁判員裁判を選択するか

された。 否かの決定権が認められるべきであることが指摘

立松会員(千葉)から、死刑求刑事件において 被害者参加制度の問題点が顕在化してい ることも報告された。

憲法課題について

起された。 る世論調査についての分析の必要性が提 告がなされた。そして、九条改正をめぐ 代訴訟の最高裁不当判決などの情勢報 天間基地の嘉手納統合案、日の丸・君が たこと、ウィキリークスの公電公開、 容疑者殺害を受けて議長声明を発出 員(東京)から、米国によるビンラディン に憲法委員会事務局長の平松真二郎会 続いて、憲法課題の討議に移り、 最初

選挙でもまったく争点とされていなかっ たく欠落しているだけでなく、 は思想・信条の自由に対する配慮がまつ 大阪府議会で可決された君が代起立条例 たなど手続面からしても民主主義に著し 続いて、遠地靖志会員(大阪)から、 統 一地方

> く反するものであり、自民党の議員ですら反対し たことなどが報告された。

走を市民の力で止めたことは高く評価しうること ついて、首長が法を無視するという事態は想定外 が報告された。 で、そのような事態に対抗する法的手段が欠けて いたこと、ポピュリズムに陥らずに竹原市政の暴 大野会員(鹿児島)からは、阿久根市の問題に

において米軍抑止論が展開されたことに対し、 指摘を受けて、鳥海議長より、普天間基地問題 誤っているのではないかとの指摘がなされ、 されている中国、 きないという趣旨であるとの説明がなされた。 古殿宣敬会員(兵庫県)からは、議案書に記載 北朝鮮の問題を正当化の理由にすることはで 北朝鮮の動向については認識が

科書採択に反対する行動提起がなされた。 改正の動きに注意が必要であること、議員定数削 教科書採択の時期が近づくので、つくる会系の教 減の問題について学習を深める必要があること、 横山会員(東京)からは、憲法調査会や九六条

が二五周年記念を迎えたことが報告され、 題材にした憲法ミュージカルを企画していること、 あることが指摘された。 高橋右京会員 (東京) からは、憲法フェスティバル で困難な状況が続く中でこそ憲法を活かす必要が 中島宏治会員(大阪)からは、アフガニスタンを



発言する髙橋右京会員(東京

裁の不当判決に抗議する決議 (案)」 (別稿) を採択 対する国歌の起立斉唱の義務付けを許容した最高 総会決議として、「公立学校における教職員に

震災問題について

ついて報告がなされた。 の義援金の送金、 上げ、三青会での協議など、この間の取り組みに 震災問題では、まず松尾事務局長から被災地へ 震災プロジェクトチームの立ち

も報告された。 取り寄せることができないといった実務上の困難 深刻な衛生状態が報告された。また、戸籍謄本を と重油を含んだ津波による甚大な被害や沿岸部の の援助に対する感謝が述べられるとともに、 そして、阿部潔会員(宮城県)から、 被災地へ 塩分

うことは誰も保証できない以上、その存在を認め た司法にも原発事故について重大な責任があるこ 運転差止訴訟の報告と、 から十分な議論を尽くす必要性が指摘された。 た孤独死や二重ローン問題についての報告がなさ 古殿会員(兵庫県)からは、阪神大震災で生じ 続いて、岩淵正明会員(北陸)から、 原発事故について想定外の事が起きないとい 地域の復興は街づくりと密接に関連すること 行政判断を追随してき 志賀原発

> 障はないことなどが指摘された。 るべきでないこと、原発がなくても電力供給に支

などが報告された。 法は詳細設計の対象として審査対象外としたこと 食が生ずることを見逃したのにもかかわらず、司 るという実態や、安全審査が床ライナーに応力腐 全審査がなされず、その範囲は行政が決定してい おいて、設置許可処分の段階では基本設計しか安 吉川健司会員(北陸)からは、 もんじゅ訴訟に

れた。 とや、 ているとの報道がなされていることなどが報告さ で、学校疎開を求める仮処分申請が提起されたこ 事故による放射線被曝は影響が計り知れない問題 続いて、米倉会員(東京)から、 福島県に住む子どもたちに体調異変が生じ 福島第一原発

賀・玄海原発の運転再開を阻止し、 さについて理解を深め、 る原発の廃止が訴えられた。 しなければならないこと、焦眉の課題である佐 河内謙策弁護士(東京)からは、 一刻も早く脱原発を実現 原発の恐ろし 国民投票によ

らは、 国が原爆被害を意図的に矮小化してきた経緯が報 す必要性が指摘され、 の力」が紹介された。また、三角恒会員(熊本)か れた福島県飯舘村を克明に取材した書籍「までい 北村栄会員(あいち)からは、原発被害に襲わ 健康調査実施の担保や具体的な記録を残 森孝博会員(東京)からは

告された。

談活動を通じて、いわき市では風評被害で仮設住 安を感じていることが報告された。 どうかわからない状況が続くなかで住民が強い不 宅の着工が進んでいないことや、家に戻れるのか 吉田悌一郎会員(東京)からは、 被災地での相

もって承認された。 求め、真の復興をめざして(案)」「福島第 害補償、そして脱原発政策への転換を求める決議 発電所事故に関し、放射線被曝の防止と適切な被 (案)」(**別稿**)の採択を求める提案があり、 松尾事務局長から「被災者の救援と生活再建を 一原子力 拍手を

修習生・法科大学院生 学生支援について

四

活動報告と新司法試験への一本化、 委員の津田二郎会員 (東京) から修習生委員会の 委員会合宿の告知などもなされた。 た。また、二〇一二年六月九日~一〇日の修習牛 設等の状況の変化をふまえた検討課題が提起され 修習生などの支援に議題が移り、 予備試験の新 修習生委員会

がなされた。 ついて、ビギナーズ・ネットへの支援の呼びかけ 四日のフォーラムで山場を迎える給費制問題に 佐 |野就平会員 (京都) からは、 七月一三日、 表された四つの議長声明は、

いずれも一括で事後

拍手によって承認された。総会までの間に発

拍手で採択された。 同部会の総会が再開し、

財政

青年法律家協会第六二回定時総会後、

よる制裁をきっかけとする暴力の連鎖を回避する

から除外することを求める議長声

囲

する議長声明」

「今年度の司法試験受験を『三振

承認された(「東京電力 『福島第一原発事故

部の加藤悠史会員からは、若手会員の取り組みが 職支援として事務所説明会などの活動、 活発化していることなどが報告された。 遠地会員(大阪)からは、 学生ゼミの実施 あいち支 や就

かけがなされた。 が報告されるとともに、)取り組みを通じて会員となる修習生がいること そして、一日目の最後に熊本支部特別企画とし 新六四期修習生会員からは、ビギナーズネット 「ハンセン病問題~歴史的熊本判決から一〇 七月集会への援助の呼び

賠訴訟」 害の原点としての水俣病とノーモア・ミナマタ国 今直面する課題 園田昭人会員) (報告:国宗直子会員)、)が行われた (詳細 公公

Ħ.

議案書の討議採択

推薦者並びに会計監査委員が選任された。 び職員による国歌の斉唱に関する条例 義務付ける『大阪府の施設における国旗の掲揚及 ことを求める議長声明」「職員に国歌の起立斉唱を を求める声明」〈本紙№四八四参照〉)。そして二○ 年度の常任委員について、 支部推薦者と本部] 案の撤

が再任、 準会員(東京)、 認が行われた。 任された。二〇一一年度の会議日程 人事について、 引き続き第一回拡大常任委員会が開かれ、 新副議長に黒澤知弘会員 (神奈川 原案通り承認された。 新旧役員のあいさつが、 事務局長の松尾文彦会員(東京 ·開催地 議長の鳥海 青年法律 が選 役員

> れた。 事務局長に就任する上野格会員(東京)からなさ 家協会事務局長を退任する立松会員と、 青法協

与えている。 を発掘して取り上げていく。 んから「青法協は素晴らしい。 つだけお願いがある。 また、 本総会を期に勇退される事務局の土居さ 素晴らしい活動をしている団体です。 青法協というのは歴史、 国の政策まで影響を 現場から人権課題

青年法律家協会弁護士学者合同部会 2011年度役員人事

議案書の採択が行われ、 (決算・予算案) につい

| 役職名 | 氏 | 名 | 期 | 支部名 | |
|------|----|----|-----|---------|-------|
| 議長 | 鳥海 | 準 | 46期 | 東 | 京 (再) |
| | 黒澤 | 知弘 | 58期 | 神奈川 (新) | |
| | 中島 | 宏治 | 50期 | 大 | 阪 (再) |
| 副議長 | 笹山 | 尚人 | 53期 | 東 | 京 (再) |
| | 大山 | 勇一 | 53期 | 東 | 京 (再) |
| | 町田 | 伸一 | 54期 | 東 | 京 (再) |
| 事務局長 | 松尾 | 文彦 | 54期 | 東 | 京(再) |

2011年度の日程

【常任委員会】

- *第1回 2011年 6月26日(日) 熊本総会・第1回常任委員会
- 2011年 9月 2日(金)~3日(土) *第2回 青 森
- *第3回 2011年12月 2日(金)~3日(土) 水 戸
- 2012年 3月 2日(金)~3日(土) 圌 山 *第4回

【第43回定時総会】

- *2012年6月30日(土)~7月1日(日) 沖
- ※研究者の参加の便宜を考え、開催日を土・日に設定

は貪欲に吸収して、今の時代の要求にそった運動 ういう先輩の先生方の志、経験を若い世代の会員 経験を有する先輩の先生が山ほどいる。ぜひ、そ に昇華して発展させてほしい。それが青法協の運

期は元気だと思った。本当に長い間、どうもあり がとうございました」と、あいさついただいた。 動の原点だと思う。懇親会の場でも六三期、六四 二日目の最後には、後藤道夫先生をお招きし、

> 題し、ご講演いただいた。その後、閉会のあいさ 記念講演「格差・貧困社会の打破と『三・一一』」と つが行われ、総会の全日程を終了した。

(文責 戸舘圭之・森孝博)

青年法律 家協会◎第六□ 二回定時総会

給費制維持を求める活動への支援強化を

直面する課題に取り組むなかで青法協に結集

部会の報告と法科大学院生部会の報告を受けた。また、「除名」(退会処分)等の規定を新設する規 約改正を行った。 青年法律家協会第六二回定時総会が、六月二六日、熊本市で開催された。総会では、 各期修習生

り、私たちは総力をあげて、原発の問題に取り組 ない事実である。青法協として、必須の課題であ んでいきたい」とあいさつがあった。

青法協議長あいさつ

原発がアメリカの核戦略体制を作り上げてきた面 者として原発問題に二点だけ言及したい。一つは、 開会冒頭、近藤真議長(岐阜)から、「憲法研究

る。憲法九条と憲法一三条に違反するのは紛れも であった。その意味で憲法一三条の人権に抵触す れた。はじめから人の生命軽んじる姿勢が出発点 造物責任は負うことはできないとの趣旨で制定さ いて、原子力はまったく未完成な技術であり、 があること。もう一つは、原子力損害賠償法につ

修習生各期会の報告

行うことになっており、修習生委員会の合宿にお 部会から構成され、規約上、各部会の連絡会議を 山尚人会員(東京)から、青年法律家協会は、各 弁護士学者合同部会修習生委員会委員長の笹

いて連絡会議を行っていると説明があった。

ことが報告された。 後、青法協や七月集会でも精力的に活動している 討したが、大震災をテーマに集会を行うことに決 また、大震災以後、 ていない人がまだ半数程度いることが報告された。 ングリストで情報提供しているが、就職が決まっ 格発表直後から事務所訪問・勉強会などを企画 しており、年を追うごとに厳しさが増していて合 団結力が強いのが特徴、修習生の就職難が顕在化 法科大学院生時代から活動したメンバーが中心で 若手ネットワーク)で活躍していたメンバーがその ことや、給費制維持の運動に取り組む中でビギナ めたのは、多くの修習生が問題意識をもっていた ーズ・ネット(司法修習生の給費制維持を求める 新六四期修習生部会の会員から、この部会は、 修習生委員会とも協力して就職情報をメーリ 七月集会自体の取りやめも検

まる機会がない中での支援が求められることを指 らは新修習だけとなり、さらに前期修習がなく集 は新修習と現行の修習が併存していたが、 ことが報告された。今後の課題として、これまで でにはほとんど全員の部会員が就職を決めていた 援(入所支援)を主な活動とし、集合修習開始ま 新六三期修習生部会からは、七月集会と就職支 これか

現行六四期からも、就職難について、ほとんど

立松彰事務局長(千葉)から、「除名」(退会処

求めると呼びかけた。 期からは貸与制となってしまう不公平な状況が生 度は維持されているが、同時に修習を行う新六五 開始となるが、このままでは現行六五期は給費制 の人は就職がかなり厳しいことが報告された。 じてしまう。ビギナーズ・ネットへの支援を強 現行六五期修習予定の方からは、七月から修習

件についての学習会を行ったことが報告された。 総会兼学習会を行ったことや合格祝賀会をかねて 多くの人に会員になってほしいので協力していた くの法科大学院生に知らせてほしいと訴えた。 国にいるので、ぜひ法科大学院生部会の存在を多 になっていたが、同部会で一緒に人権問題を学べ っていない、興味があっても言い出せない雰囲気 として、なかなか人権課題に取り組む雰囲気にな 一一年四月に、修習生と合同でJAL整理解雇事 合格者から勉強方法を聞く会を行ったこと、二〇 だきたいと呼びかけた。続いて、主な活動として、 た、ビギナーズ・ネットの代表もしており、ぜひ る場を作れたのは大きな意義があった。会員は全 法科大学院生部会からは、部会の発足の経緯

規約改正・財政・ 提案・採択 人事の

 \equiv

財政や二〇一一年度役員人事の説明がなされた。 された。議長に近藤真会員 され、財政・人事については、拍手をもって承認 務局長に上野格会員(東京)が新たに選任された。 規約改正は、三分の二以上の多数をもって採択 等の規定を新設する規約改正について、 (岐阜)が再任し、 戸舘圭之 また

分

引き続き

青年法律家協会弁護士学者合同部会

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648 口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦 (カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

青年法律家協会規約の改正

青年法律家協会は、次のとおり規約を改正する。

〈規約改正〉

青年法律家協会規約第5条の2として以下の条文を新設する。

- 第5条の2 下記の会員については、議長の発議に基づく総会の承認により、退会処分とし、また、退会勧告をすることができる。但し、同承認は出席会員の3分の2以上の替成をもってする。
 - 1、本規約に違反した者
 - 2、協会の目的に反する行為をした者
 - 3、協会の名誉を毀損する重大な非行をした者
 - 4、第17条の会費の未納額が3年分を超え、かつ支払う見込みのない者
 - 2 議長は会員資格調査委員会を設置し、会員の資格に関する調査審議を委嘱する。
 - 3 会員資格調査委員会は、会員の資格に関し調査審議した結果を議長に報告する。委員会の構成および手続については、別に定める規程による。

〈提案理由〉

青年法律家協会弁護士学者合同部会創立40周年を迎え、規約を参照したところ、当会会員に不行跡・非行があり、そのために当会の名誉が侵害されるような場合に、当会として、どのような措置を執りうるかについて、他の法律家団体には、会員資格を喪失させる措置を規約に明記する場合があるが、当会規約にはこうした明文はないことが明らかになった。全国の会員は当会の目的実現のために真摯に活動しているが、場合によっては、上記のような名誉侵害に対処せざるを得ない場面もないとはいえない。このような場合、規約に明文がないからといって、直ちに「除名」(退会処分)などの処分が執りえないわけではない。団体には当然に自律的規律・自浄能力があるからである。しかし、運用基準を明確にするために、当会規約に「除名」(退会処分)規定を新設することとした。

2011年6月26日

青年法律家協会第62回定時総会

熊本支部企画

歴史的熊本判決から一〇年、

今直面する課題

一ハンセン病問題についての報告

熊本 国宗 直子

熊本判決まで

1

所者が裁判に立ち上がった。この裁判はその後東にさらされている熊本県と鹿児島県の療養所の入ージは国民の意識の中に深く刻み込まれた。その間、ハンセン病に対する「恐い」というイメ

な判決がくだされた。
京、岡山にも広がった。審理はスピーディに進め

2 熊本判決と控訴断念

私たちは、ただちに控訴断念を求める運動を展着らが被った人生被害について、厚生大臣が取り者らが被った人生被害について、厚生大臣が取りすでに違憲・違法であり、さらに隔離規定を改廃すでに違憲・違法であると断じた。

開した。すでにこの年の四月に「ハンセン病問題 開した。すでにこの年の四月に「ハンセン病問題を解決しない 大うという機運は盛り上がっていた。国会も立法 不作為を突きつけられていた。国会が控訴しない という結論を出すことは大いにあり得た。マスコ という結論を出すことは大いにあり得た。マスコ という結論を出すことは大いにあり得た。マスコ という結論を出すことは大いにあり得た。可題と解決し で和解という道を選ぶだろうというのがその主調 開した。すでにこの年の四月に「ハンセン病問題 開した。すでにこの年の四月に「ハンセン病問題

及ぼうという勢いになった。
私たちは、全国の療養所で「この判決を守るために立ち上がろう」と呼びかけた。すでに判決のめに立ち上がろう」と呼びかけた。すでに判決のめに立ち上がろう」と呼びかけた。すでに判決の

た。熊本判決は確定した。の代表と面談した後、控訴しないことを表明しの代表と面談した後、控訴しないことを表明し

3 求めていたもの

(訴訟ではこれのみが解決)、③恒久対策、④真相で原告団が確定した要求項目は、①謝罪、②賠償ものは賠償だけではなかった。訴訟を進めるなかはついた。しかし、もともと原告団が求めていた。訴訟ではこれの確定により、賠償問題は解決のめど

高齢化しており時間は限られていた。
進まなければならない。しかも、すでに被害者はの遺産を清算するためには、私たちはさらに前への明の四点だった。九○年におよぶ隔離政策の負

4 この
 一〇年の
 成果

この一○年間の取り組みをすべて紹介するには

① 判決対象原告以外の原告については和解のル ① 判決対象原告以外の原告については和解のル の和解、のちには非入所者・遺族についても和解 が可能となった。司法救済のシステムが確立され が可能となった。司法救済のシステムが確立され によりすべての被害者を救済する法制度もできによりすべての被害者を救済する法制度もできた。

対策に道筋をつけた。
③ 検証会議による真相究明とその後の再発防止らの全国紙謝罪広告掲載により謝罪を実現した。

④ 厚生労働省との協議(二年目から年に一回と④ 厚生労働省との協議(二年目から年に一回と

策の被害者に対しても補償の道を開いた。
⑤ 韓国、台湾等の旧植民地における強制隔離政

れについては、以下、少し丁寧に説明する。(ハンセン病問題基本法)の制定を勝ち取った。こ養所の将来構想を可能にするための新しい法制度⑥ 厚生労働省との協議の成果を法制化し、療

5 療養所の将来構想

療養所の入所者の数は年々減少している。それに伴い職員数も減少している。しかし、実際には 高齢化した入所者の医療や介護の必要は増大している。これまで療養所の中で元気に生活していた りになる人も増えている。この先、医療・介護・りになる人も増えている。この先、医療・介護・りになる人も増えている。この先、医療・介護・りになる人も増えている。それといか。厚労大臣は二○○一年に、「最後の一人している。厚労大臣は二○○一年に、「最後の一人している。厚労大臣は二○○一年に、「最後の一人している。厚労大臣は二○○一年に、「最後の一人といる。」と約束した。ところが将来に

希望の持てない入所者は、「最後の一人になりたくない。その前に死にたい」と言う。私たちは療養ない。その前に死にたい」と言う。私たちは療養ない。その前に死にたい」と言う。私たちは療養は会とのつながりを持ちながら、医療や介護を確保する道を模索している。しかし厚生労働省はこれにまったく手をつけない。「立ち枯れ政策」を狙っている。別施設の誘致についても法律上(らい予防法廃止法)無理だと断言した。

署名活動を展開した。署名数が九三万を超えたそこで、私たちは、新しい法律の制定を求めて

となっており、

公売に付されようとしている。

かもこの刑務所には特別法廷がもうけられ、

た。将来構想は法的に可能になった。とき、議員立法でハンセン病問題基本法が成立し

しかし、それでも厚労省は動かない。いま、全国の療養所自治会と所在自治体では、それぞれの療養所の将来構想の策定とその実現のための努力を続けている。また療養所の労働者の労働組合と一緒に職員を削減させない運動も展開している。各療養所を取り巻く市民の間では、ボランティア各療養所を取り巻く市民の間では、ボランティア各療養所を取り巻く市民の間では、ボランティア各療養所を取り巻く市民の間では、ボランティアといる。

6 菊池医療刑務所の問題

恵楓園の将来構想」が策定された。市と入所者自治会を中心にした取り組みで「菊池熊本の菊池恵楓園でも二○○九年に地元の合志

この中で、菊池医療刑務所を人権擁護の施設に

議論から外されている。現在は財務省の管理財産省ではなく法務省の管轄にあったため、厚労省の的建造物の保存が規定されているが、ここが厚労的建造物の保存が規定されているが、ここが厚労の歴史をまま放置されている。基本法では療養所の歴史をまま放置されている。基本法では療養所の歴史をまることが謳われている。

熊本支部企画

1

はじめに

六月に熊本市で行われた総会において、報告

受ける権利すら否定されていた。しかも、この法 という事実は、私たち法律家にとっても重大であ く、法務省も裁判所も、 た人までいる (菊池事件)。厚労行政だけではな 廷で無実のまま死刑判決を受け、死刑が執行され た。ハンセン病患者には、 菊池恵楓園では、 刑務所跡地と建物を保存 隔離政策に追随していた 裁判所で公開の裁判を

ンセン病患者の刑事事件はここで審理・判決され

Ļ 題について法律家のみなさんが高い関心を持って 署名活動などの運動を展開している。是非この問 くださるようお願いしたい。 人権擁護のための施設にすることを求めて、

まとめ

ばと思う。

ハンセン病訴訟は政策形成訴訟のはしりであ

形の取り組みが、今後の若い法律家の参考になれ 訟が起こり、現在も数々の取り組みが進んできて 関わってきた。このあと、いくつもの政策形成訴 る。 いる。弁護士の仕事は訴訟で終わらない。新しい しかもその政策形成過程に弁護士集団が深く

7

成果及び今後の活動

ノーモア・ミナマタ訴訟の和解の

熊本 園田 昭人

こでは、ノーモア・ミナマタ訴訟の経過と成果 の機会をいただきありがとうございました。その 島第一原発事故との関係で少し発言しました。こ 水俣病の歴史から得られる教訓について、

今後の活動などにつき述べたいと思います。

2 経過

立し、五年半にわたる裁判はすべて終了しまし の各訴訟が二〇一一年三月二八日までに和解が成 したことに対し、心より感謝申し上げます。 た。長年にわたってご理解、ご支援をいただきま ノーモア・ミナマタ訴訟は、熊本・近畿・東京

しなかったことから、 国 ○○四年一○月一五日)にもかかわらず、チッソ 月三日でした。水俣病関西訴訟最高裁判決(二 ノーモア・ミナマタ訴訟は、「すべての水俣病被 熊本県は未救済被害者に対し責任を取ろうと 陣の五○名が提訴したのが、二○○五年一○ 提訴を決断したのでした。

師団の診断の正しさの証明を柱に据えました。 として、幅広い世論の支持の獲得、大量提訴、 らないと考えたからです。その実現のための戦略 に布団を掛けるような不合理な結果になってはな して大量・迅速な救済を目指すものでした。 被害者が高齢になっており、 裁判が長期化し墓 多数 医

の街頭宣伝活動を行いました。 また、環境大臣交渉、 縦断キャラバンを約二カ月にわたって行いました。 世論でした。そこで、水俣市から北海道まで全国 当初のころは、「水俣病問題は解決済み」という 国会議員要請、 各地で多く

そして、医師団の協力のもと被害者の掘り起こ

滋医師の七回にわたる証人尋問で、大きな成果を 正しさを立証することを最大の目標に掲げ、 たものです。裁判では、 高岡滋医師が中心となり、 という大原告団となりました。 東京地裁へ次々に追加提訴を行い、約三〇〇〇名 海大検診も実現しました。熊本地裁、大阪地裁 しを行いました。約一○○○名が受診した不知火 しました。これまで研究成果と裁判例に基づき、 大量・迅速な被害者救済を図る目的で、作成され 一〇〇六年一月、 原田正純医師、 共通診断書による診断の 「共通診断書」を提案 藤野糺医師 高岡

得ました。

害者の救済」を掲げ、裁判上の和解手続きを活用

た。 の皆様の支えと一枚岩の団結で、水俣病裁判史上 成立など、 消滅時効の主張、チッソ分社化を認める特措法の 解拒否発言、被告らの裁判引き延ばし、 はじめて国が参加した裁判上の和解が実現しまし この間、一陣提訴時の小池百合子環境大臣の和 何度も困難に直面しましたが、 チッソの 支援

3 成果

と 救済対象者を出したこと、は高く評価できると考 初めて一九六九(昭和四四 率を実現したこと、⑥水俣病のたたかいの歴史上 対象地域の拡大や立証の努力によって相当の救済 はじめ従来「対象地域外」とされてきた地域でも、 の大量救済を五年半で勝ち取ったこと、 の判断資料とさせたこと、④その結果として、三 師を同数含む「第三者委員会」方式を実現したこ 済要件の判定機関として被害者側・加害者側の医 を救済対象として救済要件を拡大したこと、②救 ○○○名に迫る大原告団の九割を超える救済率で ①四肢末梢性のみならず全身性の感覚障害など ③医師団による共通診断書を公的診断と対等 年以降の出生者からも ⑤天草を

四万人以上が申請を決意するに至りました。 その救済水準を引き上げ、未救済被害者を励まし いと結びつき、特措法上の救済制度を新設させ 私たちのたたかいが、訴訟外の被害者のたたか

4 今後の活動

感させられます。 規制は権限を分離すべきであること、被害実態調 水俣病の教訓が生かされていないことを改めて痛 島第一原発事故への政府・東電の対応をみると、 査は全般的、 るべきで矮小化すべきでないこと、政策の推進と が極めて重要であること、被害をありのままに見 安全基準を過信すべきではないこと、 たちに多くの教訓を語りかけます。行政が定めた 公式確認から五五年経過した水俣病問題は、 継続的であるべきことなどです。 初期の対策 私

り、 じまり被害に終わる」のであり、 なければならないと考えます。 俣病被害者の救済」を目指し、活動を続けていか な悲惨な被害を生じさせないよう、 水俣病の教訓が生かされ、二度と水俣病のよう 水俣病被害者のたたかいは続きます。 「公害は被害には 被害者がいる限 「すべての水

青年法律家協会弁護士学者合同部会第四二 回定時総会◎決議

被災者の救援と生活再建を求め、真の復興をめざして

本年(二○一年)三月一日に発生した東日本大震災から三カ月余が経過した。震災による死者 一万五○○○人余、行方不明者七○○○人余、避 難者九万人余(六月二○日現在)、福島第一原発の 難者九万人余(六月二○日現在)、福島第一原発の がをもたらしている。

生活再建と被災地の復興は全国民的課題である。国難ともいわれる大災害からの被災者の救済、

1 長期にわたる救援、生活再建、復興は

東日本大震災は多くの人的被害をもたらすとともに、経済的被害は一六~二五兆円にのぼるともいわれる。その災害の規模は文字通り未曾有のものであり、環境省の推計によれば岩手・宮城・福島三県の震災によるがれきの除去だけを取り上げら、本年(二〇一年)五月中旬現在で、仮置き場へ搬入できたのは一五%、仮置き場への移動完了は二〇一二年三月末、最終処分完了は二〇一四年三月末とされている(同省工程表)。

る。

の組みが必要であり、国がその要となるべきであり組みが必要であり、国がその要となるべきであためには長期的視野に立った公の総力をあげた取被災者の救援と生活再建、震災からの復興の

2 被災者の救援と生活再建を基本に

ある。 国の取り組みの基本となるのは憲法である。と 国の取り組みの基本となるのは憲法二五条(生 国の取り組みの基本となるのは憲法である。と

位置を占めるのが住環境である。 被災者の救援と生活再建のうえで重要な

仮設住宅の建設が急務

今回の大震災(福島第一原発事故を含む)による避難者の避難先は全国におよぶ。む)、仮設住宅などでの生活への移行が速やり、仮設住宅などでの生活への移行が速やかに進められるべきである。

仮設住宅は本年六月八日現在、着工確定戸数四万一七五四戸のうち、二万七三一定戸数四万一七五四戸のうち、二万七三一六戸の完成である(国土交通省)。しかし、自治体やその職員が被災したために行政が機能まひに陥っていたり、津波対策を念が機能まひに陥っていたり、津波対策を念が機能まひに陥っていたり、津波対策を念が機能まひに陥っていたり、津波対策を念が機能まひに陥っていたり、建築資材が不足したりなどのでいない。希望者全員が入ることができるでいない。希望者全員が入ることができる仮設住宅の建設が急務である。

また仮設住宅が完成しても、避難所から仮設住宅に移ると災害救助法の保護を外れ、食費などを自己負担しなければならなくなったりするとの不安をもち、移転を躊躇する被災者も少なくないと伝えられる。しかし、仮設住宅では食事などは自己負担となるというのは、災害救助法の規定ではなく現行の運用に過ぎない。むしろ、同法の精神からすれば、国の責任で仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が完成しても、避難所かまた仮設住宅が表しても、

なお、被災者の当面の住宅を確保する食事補助などが検討されるべきである。

うえで公的住宅の果たす役割は大きい。国 は建て替え予定となっている住宅の空室を さめて調査し、活用すべきである。また、 型R賃貸住宅については提供可能な空室情 報が示されてはいるものの、この中には、 既存賃貸住宅を一〇年間で八万個削減する 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の 対象となり現在空き家となっている住宅が 含まれていない。「再編」を取りやめれば多 数の活用が可能である。正確な情報の提供 と空き室の活用を求める。

② 避難生活の改善

である。
である。
である。

り、さらに、厚生労働省では、避難所扱いり、さらに、厚生労働省では、避難所扱されておといきが必要である。いまだに三度の食事を摂ることができない避難所が残されておを摂ることができない避難所が残されておを摂ることができない避難所が残されており、さらに、厚生労働省では、避難所扱い

いとの指摘もある。 らず、実際には食事の提供が行われていないとの指摘もある。

者の健康への不安も大きい。さらに、在宅被災者が支援から取り残

、生活状況の改善を実現することを求め、生活状況の改善を実現することを求め

改正の実現 改正の実現 と必要な法

未曾有の災害に対処するためには、まず、 、既存の法律の枠組みの中では対処できない場合には、積極的に必要な法改正を行うこい場合には、積極的に必要な法改正を行うことを含め、国の責任による生活用するととも

この点を含め、災害救助法が最大限活用積極的に金銭支給がなされるべきである。に反した運用は改めて同法を最大限活用

この点を含め、災害救助法が最大限活用さこの点を含め、災害救助法が最大限活用を一○○分の九○までと定めており(同法三六条三号)、残りは自治体負担となることから、同法の積極的活用が自治体の負担を増大させることとなっては本末転体の負担を増大させることとなっては本末転回である。この機会に、国が一○○分の一○○を負担することが可能となるよう同条項をひ正することを求める。

また、被災者個人の生活再建という点では、被災者生活再建支援法改正が実現してはは、被災者生活再建支援法改正が実現してはらいるが、その支援額は住居が全壊の場合でもらに、一部損壊や液状化などによる被害についても適用できるよう対象を拡大することがいても適用できるよう対象を拡大することがいても適用できるよう対象を拡大することが

3 民主主義と住民自治を復興の基礎に必要である。

被災地の復興を進めるうえでも基礎となるのは被災者一人ひとりの生活再建であり事業のは被災者一人ひとりの生活再建であり事業がならない。
そのためにも復興計画は、上からのプランを押しつけるというものであってはならず、

て行われなければならない。

れらは民間企業の利潤追求至上主義は真の復 基礎にすることが復興には不可欠である。こ であり、こうした人々の生活と事業の再建を 業は代々にわたって漁場や田畑などを守って れる。われわれは企業に隷属するつもりはな よる「復興」を唱える向きもあり、例えば、 の名の下に第一次産業への民間企業の参入に 興とは相容れない。復興のあり方は東北の第 きた地元の人々によって支えられてきたもの ことが必要である。かつ、とりわけ第一次産 いる。復興には大局的・長期的な視野に立つ い」(宮城県漁協)などの批判の声があがって わなければ撤退し、 宮城県による「水産業復興特区」構想には 「民間企業は利潤追求が第一義で、これに合 次産業の存亡に関わる問題である。 しかし、いわゆる「規制緩和」「構造改革 地域に荒廃と崩壊が残さ

ものであることを改めて明らかにするものでものであることを改めて明らかにするものであることを改めて明らかにするもとでは、これまで「構造改革」などの名のもとでは、これまで「構造改革」などの名のもとでは、これまで「構造改革」などの名のもとでは、これまで「構造改革」などの名のもとでは、これまで「構造改革」などの表

復興にそぐわない。 ある。「道州制」など「構造改革」路線は真の

4 ローン負担の解消を

住宅ローンを組んでいたが対象となる住宅を失った被災者や、借入金で導入した事業用設備(店舗、工場、船舶など)を失った事業設備(店舗、工場、船舶など)を失った事業別で生活と事業の再建の障害とならないような

現在、このためのさまざまの方法が議論されているが、既存の借り入れの負担を取り除れているが、既存の借り入れの負担を取り除れているが、既存の借り入れの負担を取り除れているが、既存の借り入れの負担を取り除し

雇用対策も重要である。 雇用の確保も国の責任で

震災により事業の基盤を失った事業者は多く、これらは、震災関連倒産百数十社、震災く、これらは、震災関連倒産百数十社、震災らの仕事を本格的に再開することができるようになるまでの生活の支えとしての雇用対策も必要である。

を求める。出につながるような国のイニシアチブの発揮とらには、被災地での復興の活動が雇用の創産用保険の失業給付や雇用調整金の拡充、

3 震災対策の名による消費税増税に反対する

る。

源に回すべきである。
しかし、消費税のもつ逆進性は、とりわけ経済
まな公共事業予算、政党助成金などこそ復興財
のに窮地に立っている被災者にとって大きな負担
のに窮地に立っている被災者にとって大きな負担
のに窮地に立っている被災者にとって大きな負担
のに窮地に立っている被災者にとって大きな負担
のに窮地に立っている被災者にとって大きな負担
のに関すべきである。

のために活用されるべきである。 のための国債買い取りや雇用の維持・拡大など成り立っているものであり、この機会に、復興財成り立っているものであり、この機会に、復興財産が、近年増え続けている大企業の内部留保

西央議する。
お中、議する。
を宣言する。
を宣言する。
を定言する。
を定言する。
を定言する。
を定言する。
を定言する。
を定言する。

一〇二年六月二五日

第 四 二 回 定 時 総 会青年法律家協会弁護士学者合同部会

そして脱原発政策への転換を求める決議 放射線被曝の防止と適切な被害補償 福島第一原子力発電所事故に関

1 故の経過

部の圧力抑制室が破損した。これらの破損により 炉建屋が破壊され、二号機においては格納容器下 された。さらには、 わざるを得ず、大量の放射性物質が大気中に放出 圧力が異常に上昇したため、ベント (排気)を行 かすら解明されていない。さらに、各原子炉内の 圧力容器や原子炉格納容器がどの程度損傷したの 炉圧力容器が損傷したと考えられるが、いまだに かになっている。これらの事態によって、 トダウン)という深刻な事態が生じたことが明ら 機までの原子炉の冷却が不可能となり、 し外部電源の完全喪失によって、一号機から三号 た。この事故により、原子炉の冷却材の喪失ない 島第一原子力発電所において重大な事故が発生し 大地震とこれに伴う津波によって、東京電力の福 本年 (二〇一一年) 三月一一日に発生した東日本 事故発生後数時間の時点で炉心溶融 水素爆発の発生によって原子 炉心が露 各原子 (メル

> る ト)というべき状況であり、チェルノブイリ事故 表)。これはまさに苛酷事故(シビア・アクシデン 放出された放射性物質の総量は、七七万テラベ に匹敵する「レベル七」という認定がなされてい クレルにおよぶ (六月六日原子力安全・保安院発 大量の汚染水が流出し、 これらの事態によって、 海水を汚染している。 一~三号機から外部に

きたところである。 はなく「人災」であることを指摘したうえで、 が誤りであり、この事故が不可抗力による天災で 声明を発し、東京電力や政府による「安全神話 続する危機的な事態の改善と放射能漏出の阻止に 合同部会は、本年 (二〇一一年) 五月一八日に議長 全力を尽くすことに加えて、 この事故に対して、青年法律家協会弁護士学者 以下の施策を求めて

危険な原発の速やかな停止 全な開示

放射線量の測定値をはじめとする情報の完

(2)

周辺住民の被曝の回

- (4) (3)緊急対応に従事する労働者の安全衛生の
- (6) (5) 事故調査の実施

被害の弁償

被曝被害の拡大を防止すること

曝と、 空気中や地表に堆積した放射性物質による外部被 めに、今後さまざまな放射線障害による被害が生 した膨大な量の放射性物質は、 じることが懸念されている。 た放射性物質が発する放射線による内部被曝のた 上記のとおり、この事故によって大気中に流 今後も長期にわたって放射線を出し続ける。 呼吸や経口摂取によって体内に取り込まれ 周辺地域に降下 出

じめ、 性障害がある。原発内で作業に当たる労働者をは 以上の放射線を浴びた場合の急性障害と、 されていないことや、 の如何により、 ついても、これまでの被曝線量と今後の被曝線量 もとよりであるが、晩発性障害(確率的障害)に に一定の確率で癌や遺伝的影響を生じさせる晩発 きさが指摘されているが、その測定方法が確立 人体に生じる放射線障害には、 内部被曝の危険性については、その影響の大 急性障害に対する対策が重要であることは 被害の発生が懸念されている。 解明されていない部分が残 一度にある程度 実証的な放射線量予測に基づく、きめ細かで安全

そのために、まず第一に、累積される放射線量と被曝防止の措置がとられなければならない。。こうした被害を含めて、今後適切な避難政策されているため、不当に軽視されてきた経緯もあ

を適切に測定・予測して、健康上の被害を生じる でせることにより、その健康と社会的・経済的生 させることにより、その健康と社会的・経済的生 法ぶことが予想される避難生活には、避難所の設 置だけでは不十分である。家族としての生活を営 みながら、通勤・通学を継続できるような住宅環 みをがら、通勤・通学を継続できるような住宅環 かを確保し、避難によって収入を失う場合の補償 を含めた救済が伴わなければならない。

示されているとは言い難い。 するために適切なのかどうか、その根拠が十分に 低値) を適用することが、被曝による被害を防止 としており、回復期ないし復旧期にあたる今後に 時期などについては年間一~二〇ミリシーベルト ←一○○ミリシーベルト、 や核テロなどの非常事態における基準を年間二〇 しかICRP(国際放射線防護委員会)は、 避難区域・緊急時避難準備区域を設定している。 ーベルトというを基準にして、警戒区域・計画的 上記の避難区域に関し、 ICRP基準の最大値 事故後の回復や復旧の 政府は年間二〇ミリシ より厳密な検討と、 (非常事態時の最 事故

る

物、 得ることが、風評被害を抑制することにもつなが 限の基準を設け、実施することが必要である。 射線量の測定データなどの、 年間二〇ミリシーベルトという緊急時における大 この点でも、小中学校の屋外活動を制限する限界 害が深刻なものとなることへの配慮が必要である。 た、これらの確実な実施によって消費者の信頼を よる内部被曝を防止するために、農産物や水産 放射線量をどのように設定すべきかについては、 で大きく異なり、細胞が未分化で細胞分裂が盛ん な避難区域の設定が求められている。 ムの公表が何よりも必要である。そして、食品に 人の基準を適用することには大きな問題がある。 な時期にある胎児や子どもは、それだけ放射線障 第二に、そのためにも、 またこの点で、 畜産物などについて合理的で確実な出荷制 放射線の感受性は成人と子ども 放射性物質の種類や放 完全かつリアルタイ き

そして第三に、すでに発生した事故直後の数日間における大量の被曝や、今後の長期的な低線量域の住民について、行動記録や被曝線量などのデ域の住民について、行動記録や被曝線量などのデロタを保存しておくことが必要である。事柄の性質上プライバシーに配慮する必要があるが、継続的な調査と記録が将来における被害補償のために的な調査と記録が将来における被害補償のために的な調査となる事態が想定されるのである。

被害補償

3

このような避難のための措置を含めて、さまざまな場面で莫大な損害の発生が避けられない。東京電力は、事故を起こした事業者としてこれらを原子力政策を推進してきたものとして、東京電力が負担しきれない場合の賠償義務を負うべきであが負担しきれない場合の賠償義務を負うべきである。

東京電力の負うべき責任の範囲に関し、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会は、適正かつ迅速な損害賠償を実現するために指針を策定するものとされている。すでに審査会は一次・二次の指針を公表しているところであるが、一次・二次の指針を公表しているところであるが、を直かせないこと、被害者の側に過度な立証責任を負わせないこと、そして、迅速な救済が必要でな賠償を行うこと、被害者の側に過度な立証責任を負わせないこと、そして、迅速な救済が必要でな賠償を行うこと、被害者の側に過度な立証責任を負わせないこと、そして、迅速な救済が必要であることを重視して、早急に指針の全体を示すことが求められている。

まず銀行などの東京電力の債権者の債権放棄、株意味する。そうした安易な対応をとることなく、国による肩代わりも国民の税金負担での支払いをよる対応は結局国民の負担を増すだけであるし、よる対応は結局国民の負担を増すだけであるし、

うことは避けられないというべきである。
高リスク事業に対して拠出をした以上、そのリス高リスク事業に対して拠出をした以上、そのリススの消却等を経てから、やむを得ない場合にのみ式の消却等を経てから、やむを得ない場合にのみ

されているのである。

4 脱原発への政策転換を

とされており、今後も大地震と津波の危険が予想態により、「安全神話」は虚構であることが証明され、今日の原発には致命的な危険が内包されてされ、今日の原発には致命的な危険が内包されていることが明らかになった。もし、原発事業者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれば、たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じる事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にある上記のとおり、福島第一原発における重大な事上記のとおり、一個島第一原発における重大な事

このような状況の下で、私たちは、原子力発電というシステムが抱えている危険性を直視する必というシステムが抱えている危険性を直視する必という、不安定な技術を要する核分裂反応を冷却を置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・装置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・装置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・を置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・をでから、不安定な装置である。そして、万一このシステムに事故が起きると、原子炉がコントローシステムに事故が起きると、原子炉がコントローシステムに事故が起きると、原子炉がコントローシステムに事故が起きると、原子炉がコントローシステムに事故が起きると、原子炉がコントローという。

政府に対して、今厳しく問われていることを指摘で、他に代替可能な発電の手段が開発されているであって、放射能という巨大なリスクを持つ発電方法は人間にとって不可欠な技術とは言えない。私たちは、これまでのエネルギー政策を根本的に見直し、原発によらない電力供給体制を確立的に見直し、原発によらない電力供給体制を確立的に見直し、原発によらない電力供給体制を確立が、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、で、他に代替可能な発電の手段が開発されているで、他に代替可能な発電の手段が開発されているで、他に代替可能な発電の手段が開発されていることを指摘

一〇一一年六月二五日

したい。

第 四 二 回 定 時 総 会青年法律家協会弁護士学者合同部会

も誤った選択であると評価せざるを得ない。他方

スクを持つシステムを運用することは、

政策的に

このような、万一の場合にあまりにも巨大なリ

義務付けを許容した最高裁の不当判決に抗議する決議公立学校における教職員に対する国歌の起立斉唱の

によって強制する通達を発出した。その後、国って起立し、国歌を斉唱すること」を懲戒処分は、卒業式等において教職員らに「国旗に向か1 二○○三年一○月二三日、東京都教育委員会

るとして、延べ八○○名を超える教職員が原告は教育基本法が禁じる「不当な支配」に該当すし、通達及び職務命令による教育内容への介入歌の起立斉唱の義務付けは、憲法一九条に違反

となり二○を超える訴訟が提起されてきた。これらの一○・二三通達をめぐる訴訟のうち、卒業式等において国歌斉唱時に起立斉唱しなかったことを理由として退職後の嘱託採用が拒否された教職員が起こした訴訟について、二○一一年五月三○日の第二小法廷判決が言い渡された。また、六月一四日には、第三小法廷において起立斉唱しなかったことを理由としてなされた懲戒処分の取かったことを理由としてなされた懲戒処分の取かったことを理由としてなされた懲戒処分の取かったことを理由としてなされた懲戒処分の取りによりに対している。

こ。 り消しを求める訴訟について判決が言い渡され

いとするものである。の起立斉唱の義務付けは憲法一九条に違反しな明決の結論は、いずれも教職員に対する国歌

こうした流れの中で、大阪府議会での大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国の施設における国旗の掲揚及び教職員による国事の最高裁判決における思想・良心の自由に対する制約の合憲性判断、必要性・合理性をもって足りるとした判断は、精神的自由の制約に対する合憲性判断基準としてきわめて問題があり、また、「国家シンボルの強制」という紛争の本質からあえて目をそらしたものであり、また、「国家シンボルの強制」という紛争のの起立斉唱義務付けを正当化する先例たりえないものである。

2(1) 今回裁判決では、国歌の起立斉唱の義務付2(1) 今回裁判決では、国歌の起立斉唱の義務付けをめぐこれは、国歌の本質が、公権力による「国家シンボルの強制」であることからあえて目をそらし、ルの強制」であることからあえて目をそらし、ルの強制」であることからあえて目をそらし、問題を公務員の法令順守義務に矮小化した問題を公務員の法令順守義務に極い起立方唱の義務付

したものと言わざるを得ない。

である。にもかかわらず、一連の最高裁判決 ンボルに対して特定の行為(態度)をとるこ これは「国歌」という国家シンボルを通じて国 を遵守する必要があるか」に矮小化して憲法 国憲法の諸原則と鋭く対立することは明らか 個人の尊厳あるいは 的化して個人の尊厳を否定することになり とを強制することは、まさしく国家を自己目 にほかならない。そして、公権力が、 家の下へ個人を統合することを強制すること 断を示したにすぎない。 合うか」と捉えず、公務員が「起立斉唱命令 いは態度をとることを強制するものであって 一九条に違反しないとの結論先にありきの判 すなわち、国歌斉唱時の起立の義務付け 紛争の本質を「国家シンボルとどう向き 「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢ある 法の支配といった日本 国家シ

② また、今回の一連の最高裁判決は、思想・良心の自由に対する制約に対して「厳格な基準」を用いることなく、合理性の基準によって合憲性判断をしている点でも、最高裁は人権の砦としての役割を放棄したものと指摘せ ざるを得ない。

務付けについて「式典における慣例上の儀礼すなわち、判決では、国歌の起立斉唱の義

ものではないと結論付けている。 ものではないと結論付けている。 ものではないと結論付けている。

かである。

ないの自由という精神的自由の原理的規定の制約に関して「合理性の基準」に従って合憲性判断をするならば、少数単」に従って合憲性判断をするならば、少数由の原理的規定の制約に関して「合理性の基

(3) なお、一連の判決の多数意見からは、すべての都立学校で、すべての教職員に対して起立斉唱(ピアノ伴奏)を命じる職務命令を発令する必要性・合理性の存否が検討されたことすら判決文からうかがうことはできない。唯一、「本件通達は、式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、歴史観等に対する強い否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制することにある」(六月六日第二小法廷判決の宮川光治裁判官の反対意見)という実態を踏まえた判断が示されたほかは、「生徒の模範となるべき教員」(五

べての公立学校ですべての教職員に起立斉唱 ものと指摘せざるを得ない。 守義務に矮小化して、合憲との判断を導いた の実質に目を向けず、問題を公務員の法令順 を義務付ける必要があったか否かという紛争 官の補足意見)といった偏見に基づいて、す ある教員」(五月三〇日判決の須藤正彦裁判 月三〇日判決の竹内行夫裁判官の補足意見)、 「高校生徒に対していわば率先垂範的立場に

3 (1) ず、これらの判決を懲戒処分の裁量判断の適 否についての先例としてはならない。 分の裁量判断の適否は判断対象となっておら ところで、一連の最高裁判決では、 懲戒処

慎重な衡量が求められるというべきである。 履行に対して不利益処分を科すに当たっては 処分の適法性を基礎付ける必要性、 ではないかといった点を考慮した上で、 利益処分を行うこととその程度は行き過ぎ るとまでは言えないとしても、その命令の不 る」(五月三○日判決の須藤正彦裁判官の補足 脱するとして違法となるということはあり得 を欠くがゆえに、当該処分が裁量の範囲を挽 不利益処分にかかる裁量論の領域で、……不 このことは、「職務命令違反を理由とする あるいは、「その命令が憲法に違反す 合理性 当該

> ろである。 脱又は濫用に該当する場合があり得るという 判官の補足意見)として確認されているとこ べきである」(六月一四日判決の岡部喜代子裁 ……当該不利益処分を科すことが裁量権の挽

処分を直ちに容認することはできない。 ても、職務命令違反だけを理由とする懲戒 したがって、一連の最高裁判決をもってし

ことに留意すべきである。 性・合理性」を肯定する判断がなされている 地位の性質及びその職務の公共性を前提とし ているとおり、一連の最高裁判決においては、 決の金築誠志裁判官の補足意見)と述べられ 為を強制する場合とは、憲法上の評価にお る重要な要素になっている……児童・生徒に 者であることが、こうした制約を正当化しう て、公務員の法令順守義務を重視して「必要 いずれも起立斉唱命令について地方公務員の て基本的に異なると考えられる」(六月六日判 対し、不利益処分の制裁をもって起立斉唱行 を含む教育活動に従事する義務を負っている 令やそれに基づく職務命令に従って学校行事 また、「上告人らは、教職員であって、 法

> のと理解すべきである。 約であり憲法一九条に違反することになるも

 $^{4}_{(1)}$ の自由を侵害するかという点については何ら 容に対する介入が、教育基本法一六条(旧法 の判断も示されなかった。 否か、あるいは、起立斉唱命令が教師の教育 所では争点となった教育委員会による教育内 ○条)が禁じる「不当な支配」に該当するか 連の最高裁判決においては、下級審裁判

ないことが明らかにされたにとどまる。 員が起立斉唱義務を拒否することが認められ は違反せず、個人の思想・良心によって教職 ては、国歌の起立斉唱の義務が憲法一九条に そのため、今回の一連の最高裁判決におい

されるものとは言えないであろう。その点で ○・二三通達をめぐる数多くの紛争が解 人としての役割を十分に果たしたとは言い難 したがって、今回の一連の判決によって、一 最高裁判所は人権の砦とし、 憲法の番

(2)の個性に応じて生き生きとした教育がなされ 意と意欲の満ちた教師により、 意見においては、「最も肝腎なことは、 しかし、一連の最高裁判決に付された個別 形式的に画一化された教育ではなく、熱 しかも生徒

の義務付けは、なお、思想・良心の自由の制

など教職員でない者に対する国歌の起立斉唱

すなわち、児童・生徒やその保護者、

来賓

払うべきである。 いて強い警鐘が鳴らされていることに注意を た「国家シンボルの強制」が行われることにつ 判官の補足意見)など、教育現場で行き過ぎ いうまでもない」(六月六日判決の金築誠志裁 の慎重かつ賢明な配慮が必要とされることは 童・生徒も影響を受けざるを得ないであろ 教育環境の悪化を招くなどして場合には、 職務命令に起因する対立であっても、これが 決の千葉勝美裁判官の補足意見)、「教職員 ることが何よりも重要である」(五月三〇日判 発的な敬愛の対象となるような環境を整え ○日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)、 自由闊達に行われることが望ましい」(五月三 ることであろう。 国旗及び国歌が、 そうした観点からもすべての教育関係者 「この問題についての最終解決として ……教育は、 強制的にではなく、 強制ではなく

歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ 個人を統合することを強制することにほかな ることを強制するものであって、これは、 斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をと 国歌斉唱時の起立の義務付けは、 国歌 が

国家シンボルに対してどう向き合うか、 個人が国家との関係でどのように向き

> 学習権、 らかである。 ルの強制」が容認されることはないことは 観点から見れば、 由だけでなく、 合うかと関わる問題である。思想・良心の 教師の教育の自由などさまざまな 個人の自己決定権、 公権力による「国家シンボ 子ども

三通達関連の訴訟が係属しており、 けの判決では「国家シンボルの強制」をめぐ 裁判所にもいくつもの関連訴訟が係属して る紛争の解決が得られることはない まだ、最高裁判所にはいくつもの一〇・二 今回の一連の最高裁判決をただなぞるだ 下級

る。

による紛争の解決のために「国家シンボル 目を向けた判断を求めるものである。 強制」が容認できるのかという紛争の本質に 最高裁判所及び下級審裁判所には、 司

一〇一一年六月二五日

青年法律家協会弁護士学者合同 П 定 時 総 会

第14回人権研究交流集会報



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集 (機関紙「青年法律家」号外) が発行されました。青法協弁学合同部会の 活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広く ご活用下さい(1部200円・送料別)。



青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141 E-mail: bengaku @ seihokyo.jp

熊本総会を終えて

熊本支部事務局長 中島 潤史

ことになり、本部に「了解」と伝えました 熊本支部で検討し、ぜひとも受け入れようという たいので検討してほしい」との打診を受けました。 部から「二〇一一年の定時総会を熊本で行い 二〇一〇年四月一四日、弁学合同部会本

う緊急事態となりました。 カ月という時点で、会場が確保できていないとい とく抽選に落ちるなどしたため、総会まであと六 落ちてしまいました。他の施設についてもことご 他団体と競合したため抽選となり、見事に抽選に たところ、総会予定日における施設利用が複数の しました。ところが、一二月一日に施設に出向い ないということだったので、一二月まで待つことに の候補施設は一二月一日にならないと予約ができ 会場の第一候補と考えていた公共施設やその他

が、本当に冷や汗をかく出来事でした。 最終的に熊本大学の教室が使えることが分か なんとか会場を確保することができました

> 門から会場教室までの道のりが遠く分かりにくい う点です。教室までの道のりについては、 ということと、教室のイスの座り心地が悪いとい ないように工夫しました。 書いた案内板をいくつも用意して、参加者が迷わ 大学の教室を会場にした場合の難点は、大学正 、矢印を

した。 療刑務所の保存などが問題となっていることから 的近いこと、現在でも療養所の将来構想や菊池医 病訴訟で問題となった菊池恵楓園が会場から比較 くありますが、いろいろ検討した結果、ハンセン ある観光地や集団訴訟の舞台になった地域が数多 しい」という依頼も受けました。熊本では見所の これらの施設を見学していただくことを企画しま 2 本部から「オプショナルツアーを考えてほ この総会開催を引き受けるにあたって、

セン病訴訟の報告を行うとともに、公害の原点で そして、これに関連する特別企画として、ハン

> ました。 ある水俣病の問題について報告することを企画し

ではのテクニックを披露しようと考えました。 アのスクリーンに映し出すという青年法律家なら クターを利用して、上のフロアの状況を下のフロ で、スカイプという無線通信システムとプロジェ を楽しめるお店でした。ただ、一〇〇名以上の参 たんに途絶えてしまい、まったく映らなくなって め、二つのフロアに分かれてしまいました。そこ 加者を一つのフロアに入れることができなかったた ここは熊本城を間近に眺めながら熊本の郷土料理 いた映像が、大勢の参加者がお店に入ってきたと しまいました。 ところが、準備段階ではきれいに映し出されて (しろみやぐら)」というお店で行いました。 総会一日目終了後の懇親会は、 「城見櫓

に進行することになってしまいましたが、なんと か無難に懇親会を終えることができました。 結局、それぞれのフロアに司会を置いて、 別々

なさま本当にお疲れさまでした。 も熊本に遊びに来ていただければと思います。み 気温三五度、湿度八○%、不快指数八○という天 ではの企画も用意できたのではないかと思います。 候も熊本ならではでしたが、これにこりずに今後 報告が中心的に行われましたが、熊本なら この総会では、東日本大震災に関連する